

第5回総則検討部会次第

○平成22年10月14日(木) 午後7時30分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
1階 女性コーナー

1 開 会

2 前回のふりかえり

- ・位置付け、体系化、見直し、広域連携と前文について検討
- ・位置付けでは、自治基本条例は西脇市のすべての条例の中で「最高規範性」を持ち、他の条例等をチェックする機能があるということとあわせて、自治基本条例をトップに他の条例を体系化するということ。
- ・見直しについては、一定の期間ごとあるいは総合計画の見直しに合わせて検証し、必要があれば見直しを行うことと、見直しに際しては市民の総意を確認するため市民の意見を聴く委員会等を設置する。
- ・広域連携については、国や他の自治体と対等の関係であるということと必要に応じて積極的に連携を図ること。
- ・前文については、これまでの検討を踏まえて「市民の誇り（西脇市とは）」、「まちの目標」、「自治基本条例の目的」の項目ごとに各自の意見を書き出し、それぞれの委員の案を宿題として作成いただく。

2 ワークショップ

(1) 前文について

(2) 総則検討部会条例原案について

3 その他

(1) 今後の予定

第3回西脇市自治基本条例検討委員会（全体会）

平成22年12月1日（水）19：00から

(2) 他の部会の日程

市民自治検討部会 第5回 平成22年10月20日（水）19：00から

団体自治検討部会 第5回 平成22年10月25日（月）19：00から

4 閉 会

第5回総則検討部会資料（前文委員案）

No. 1

私たち西脇市は、緑豊かな山々に囲まれ、加古川・杉原川・野間川が流れ、東経135度・北緯35度の交差する日本のヘソを有する田園空間都市です。播州織・毛鉤・酒米の山田錦など、先人たちが築きあげてきた伝統の産業・歴史があります。地域に根ざした文化が自然と調和されて、「えええまちやんか西脇は」を目指して、いきいきと営まれています。

しかしながら、今日の急激な少子高齢化の波、働ける場所の確保、個人の価値観の多様化など、生きづらい問題が押し寄せています。こんな時代だからこそ、安心・安全なまちづくりを目指し、平和を願い、次代をになう子どもたちを育み、市民一人ひとりが責任と役割を自覚し助け合いながら、一人ひとりの命の大切さ人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する心豊かな人づくりまちづくりに取り組んでいく必要があります。地方分権の時代の到来なども、私たちに最も身近な自治体と、その自治体のあり方、かかわり方が問われています。

今、「共育」の思いを持ち、人と人・地域と地域が互いに支え合いながら、市民が自らの手で、まちをつくりあげ＝自らの意思によってまちづくりに参加する、担い手となって活動する＝市政のあり方をできるだけ市民の身近なところで決定する市民自治によるまちづくりを推進すること＝市民がまちづくりの主体として参画と協働によるまちづくりを進めていくことが希求されています。

私たちは、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民はじめ議会・市長・職員が協働して、自主的・自立的に進めていきます。

私たち西脇市民は、ここに自治の基本理念を「共有」し、「共育」しながら、地域の個性や自主性を尊厳した活力あるまちをつくるとともに、心豊かな文化のかおるー「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき」を目指し、西脇市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。

日本列島のへそに位置する西脇市は、加古川、杉原川、野間川の流
れのもと播州織、釣り針産業で栄え、「播磨国風土記」にも記された
歴史ある自然豊かな町です。

私たちは、市民憲章にあるように基本的人権が尊重され互いに支え
合いながら安心して暮らし、人と人、地域と地域の交流を通してとも
に育っていけるまちを作り上げ、次の世代に引き継いでいかなければ
なりません。

そのために市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営する
ことはもとより、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参
加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力し
なければなりません。私たち市民は、「西脇の自治」の主体となって
いかなければならないという意識を持ち、参画と協働のまちづくりを
進めていくことが何より必要となります。

西脇市を住んでいてよかったと思えるまち、次代を担う子どもたち
を育むまちにしたいと願って、この条例を制定します。

私たちの西脇市は南北に加古川が貫流し市内南部で杉原川、野間川が合流その河川の地形に合わせて農地と集落が点在しそれぞれの地域で特色のある文化や農業、産業を育んできました、また地理的にも東経135度北緯35度が交わる日本の中心、「日本のへそ」として愛着を持ち、水、緑と自然豊かな町、教育、福祉、病院、インフラ整備も進んでおり多種多彩なボランティアの方々の活動は日常生活の快適さをさらに実感できる町となっておりますが、今、低成長時代到来の中で少子高齢化や人口減少、主産業の衰退、高度情報化、市民ニーズの多様化と大きく変化をしてきております。

また自治体では地方分権が推進され、自己決定、自己責任が求められ、私たち市民も行政依存型からあらためて暮らしやすい町とは何か、自治とは何か、市民と市長、議会、市との関係はどうあるべきかが問われています。

地域社会の抱えるさまざまな問題の解決、将来を見越し命あるすべてのものが幸せに、はつらつと過ごしてゆくためには自らが積極的に考え、自分たち意志決定と責任を持って行動し、信託した市政が私達の意志を反映出来るよう主体的に参加しあう市民主体のまちづくりが重要になります。

先人達たちが永年培かってきた有形無形の財産、文化、絆をさらに進化させて私達には後世に引き渡す責務があります。市民自治の基本理念である「市民は自治の主体、主権は市民に」を主軸として、情報の共有、参画と協働を原則としたまちづくりを進める事が出来る仕組み、自治に関する制度、行政運営等の基本制度定め、西脇市における最高規範と位置づけた自治基本条例を制定します。

私達はこの条例をまちづくりの原点として育み。西脇市をさらに安心安全な街、住み続けたい町としていく主体として自覚し、誇りを持って一人一人が主役、多様な主体と共に地域自治の確立を目的とします。

西脇市は、日本標準時の東経135度と北緯35度の交差する「日本の中心」に位置しており、県下第1の加古川と流入する杉原川・野間谷川などが形成する「河底平地」と「河岸段丘」によって生活活動圏が成り立っております。

そして歴史も、これらの豊かな清流と山に抱かれた「豊かな自然」を背景にして、古代から人々が連綿と生活を営み、各所に古墳群や由緒ある寺社・城跡などの史跡が残されて、この地域の生活文化水準を知る事ができます。

近世になって、木綿の先染織りによる「播州縞」が発展し、戦後は機械化による生産高の拡大と品質の向上によって、世界に『播州織』の輸出が盛んになりました。その後、途上国の繊維工業の発展により次第に生産量が減少して、新しい価値を求める「ニューファッションの発信地」としての次なる成長を目標にして、いろいろな活動がなされております。現在の姿は、地域全体として「少子・高齢化」の傾向が進んでおり、人口も減少の方向で、将来を見つめた「特色あるまちづくり」をする必要があります。

日々の生活に、ゆとりある気持ちにさせ、年代交流が盛んに行われて、各々人権が大切にされている様なまち。生きる事に喜びを感じさせ、将来性を大切にする住み良いまち。

その為に、豊かな自然環境を礎とした「市民が主体で」特色あるコミュニティの活性化と全ての世代が連携して、安心して過ごせる『生きがいのある社会』を目指して、自治基本条例の制定を進めます。

この条例は、地域自治の最高規範としての位置付けの下、各部門に於ける「公平な情報公開」や各年代を通じた「共育と協働」への参画を中心に考え、行政を始めとする各部門の「財政の健全化」、地方分権による「自主的な自治運営」などを基本原則として、将来性のある西脇市の発展を期待するものであります。

私たちの西脇市は、加古川、杉原川、野間川の3つの清流のもとに開けたまちで、東経 135°、北緯 35° が交差するまち、日本の中心に位置する「日本のへそのまち」です。

豊かな自然の中で、これまでの歴史、伝統、文化を大切にしながら織物を産業の中心として栄えてきました。

そしてつり針、黒田庄牛なども大切にしながら新しい産業の導入にも力を注いでいます。

私たちは、先人たちの努力を大切に、次の世代の人々が誇りと愛情を持てるふるさとにするために、市民みんなの力で責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために私たち一人ひとりが人と郷土を愛する心をより一層育んでいくとともに、まちづくりの主体として身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要になります。

私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

第5回総則検討部会会議資料

1 目的

【条例原案】

(目的)

第〇条 この条例は、西脇市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

《部会での意見》

2 定義

【条例原案】

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に、市民が責任を持って自主的かつ主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民及び市（市民、市議会及び執行機関）がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

《部会での意見》

3 基本理念

【条例原案】

(基本理念)

第〇条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとする。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、自治を推進するとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続可能な循環型の共生地域を形成する。

《部会での意見》

4 基本原則

【条例原案】

(情報の共有)

第〇条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原則とする。

(参画と協働)

第〇条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて参画し、協働することを原則とする。

(人権の尊重)

第〇条 市民及び市は、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮されるよう努めることを原則とする。

《部会での意見》

5 位置づけ・体系化

【条例原案】

(最高規範性)

第〇条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければならない。

- 2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

《部会での意見》

6 条例の見直し

【条例原案】

(条例の見直し)

第〇条 市長は、この条例の施行後4年以内又は第〇条に定める総合計画の改訂を行う時期のいずれか早い時期に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討等を行うに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、第1項規定による検討等を行うに当たって、検討委員会を設置することができる。

《部会での意見》

7 連携

【条例原案】

(国及び兵庫県との関係)

第〇条 市は、国及び兵庫県と対等の立場に立ち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)

第〇条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

《部会での意見》